

地域活性化シンポジウム運営等業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年8月17日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

地域活性化シンポジウム運営等業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 地域活性化シンポジウム運営等業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 免除

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録されていること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年9月17日(木)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年8月24日(月)午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年8月26日(水)午後5時掲載
企画提案書の提出	令和8年8月27日(木)から 令和8年9月17日(木)午後5時まで必着
ヒアリングの実施	令和8年9月25日(金)頃
審査結果の通知	令和8年9月28日(月)頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

電子メールで、質問票（様式1）を岡山市政策局政策部事業政策課に提出すること。
その際、メールの件名を「【企画競争質問】地域活性化シンポジウム運営等業務委託」とすること。

E-mail: jigyouseisaku@city.okayama.jp

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市政策局政策部事業政策課宛に、「地域活性化シンポジウム運営等業務委託企画提案書在中」と封筒に朱書きの上、提出してください。

① 持参する場合：受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

※事前に電話にて連絡すること。

② 郵送する場合：一般書留又は簡易書留により送付してください。

※発送後は必ず電話により発送した旨の連絡を行うこと。

（2）提出書類

① 企画競争参加申請書（様式2）

企画競争参加申請書（様式2）には、連絡先（電話番号、電子メールアドレス

等)をご記入ください。

② 企画提案書(様式は自由、表紙を除いて15ページ以内)

企画提案書は、項目1～4で構成し、以下の事項について提案すること。

(項目1) 委託業務実施にあたっての地域活性化に対する基本的な考え方及び
取組姿勢

本業務を実施するにあたっての地域活性化に対する基本的な
考え方及び取組姿勢を記載すること。

(項目2) シンポジウムの会場、運営スケジュール、人員配置等の提案

シンポジウムの会場、設備、備品、会場レイアウト、運営ス
ケジュール、人員配置等について提案すること。

(項目3) プログラム及び取組団体・商品紹介パネルの提案

参加者へ配布するプログラムのイメージを提案すること。

取組団体・商品の紹介コーナーに設置するパネルのイメージを
提案すること。

(項目4) シンポジウム集客のための広報の提案

広報戦略、広報手法、独自の工夫及び募集受付等について提案
すること。

チラシのイメージを提案すること。

企画提案書は原則として、A4判・縦置き・横書き・カラー・両面印刷とし、
ページ番号を付けること。左上1か所をホチキス止めすること。

③ 事業の実施体制(様式は自由)

ア 本業務を実施するための業務実施体制及び連絡体制を記載すること。

イ どのような体制及び人員で実施するのか、体制図及び業務スケジュールを
作成すること。

ウ 本業務の業務責任者について、氏名、現所属、役職、担当業務を記載する
こと。

④ 類似業務の実績(様式3)

令和3年4月以降で、官公庁が発注する「本件に類似した業務」を受託し完了
したシンポジウム、講演会又はセミナー等の類似業務実績について記載すること。

また、可能であれば、その実績が確認できる書類(仕様書、契約書、実績証明
書等)を添付すること。

⑤ 見積書(様式は自由)

(3) 提出部数

- ・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)
- ・社名、代表者印のないもの7部(副本)(上記(2)①を除く)
- ・副本の電子ファイル 1部

記録媒体は、USBフラッシュドライブ(USBメモリ)等とする。なお、マイ
クロソフトオフィス2019で閲覧可能なファイルとすること。

※副本は、提案者名の記載は行わないこと。また、提案者が判別できるような記
載等は行わないこと。

(4) 注意事項

- ① 仕様書（案）等に関する質問回答を確認の上、提出してください。
- ② 提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも特定されません。
- ③ 提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ④ 提案を取り下げる場合は、企画競争参加辞退届（様式4）を提出してください。
なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、企画競争参加辞退届（様式4）を提出してください。
- ⑤ 企画競争参加辞退届（様式4）提出後の本企画競争への参加は認めません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

政策局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ② 委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③ 委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しないものとします。
- ④ 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、項目2～4の審査点数の合計が上位の者を最適な提案者として特定します。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1提案者につき15分程度。

なお、ヒアリングへの出席は1提案者2名以内とします。

詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙1のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

- (1) 最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。
- (2) 委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。
- (3) 最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。
- (4) 契約書（案）については、契約時に変更することがあります。

10 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリングへの出席に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (4) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」、「岡山市契約規則」に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部事業政策課（岡山市役所本庁舎5階）担当：吉本
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1042

FAX：(086)803-1846

E-mail：jigyouseisaku@city.okayama.jp